

下田市長 松 木 正 一 郎 様

下田市公共料金等審議会
会 長 寺 川 健

答 申 書

令和8年7月27日付け、下総総第126号で諮問のありました下記の事項について、結論がでましたので、答申いたします。

諮問事項 「公の施設の使用料等について」

- 1 下田市民文化会館使用料
- 2 下田市立公民館使用料
- 3 下田市立吉佐美運動公園使用料
- 4 下田市民スポーツセンター使用料
- 5 下田市立学校施設使用料
- 6 下田市吉田松陰寓寄処入場料
- 7 下田市外ヶ岡交流館使用料等
- 8 下田市旧澤村邸使用料
- 9 下田市営多々戸温水シャワー施設使用料
- 10 敷根公園使用料
- 11 下田市ペリーロード駐車場使用料
- 12 下田市立稲梓基幹集落センター使用料
- 13 爪木崎自然公園駐車場使用料
- 14 下田市総合福祉会館使用料

1 結 論

当局が提示した改定案について、適当な額であると認める。

2 審 議 内 容

審議にあたり、まずは、基本方針を定めた財務課より、今回の見直しは、これまで施設ごとに異なる考え方で設定されていた使用料等について、受益者負担の適正化及び利用者間の負担の公平性を確保するとともに、行政サービスの持続可能性を踏まえ、一定の統一的な考え方にに基づき見直すものであるとの説明を受けた。

また、急激な利用者負担の増加を抑制するため、原則として現行料金の1.2倍程度を上限の目安とし、施設ごとの実情に応じて料金を設定していることを確認した。

その後、対象となる14件の使用料等について、それぞれ担当課から改定内容及び算定の考え方等の説明を受け、質疑及び審議を行った。

使用料等の算定に当たっては、施設の維持管理等に要する経費を基礎とし、施設の利用実態、利用時間、施設の性格、近隣自治体の類似施設及び民間施設の料金水準等を勘案していることの説明を受けた。また、利用時間と使用料の関係、市内・市外利用者の負担、減免制度、利用実態、指定管理者制度等による管理運営の状況、今後の運営形態等について確認し、施設ごとに利用実態や設置目的等が異なることから、一律の料金設定だけではなく、それぞれの施設の特性を踏まえて使用料を設定する必要があることを確認した。

併せて、今後も一定の基準に基づき定期的に使用料を検証・見直していく方針についても、その考え方は妥当であると認めた。

以上の審議の結果、委員から個別の質問や意見はあったものの、改定案そのものに対する反対意見はなく、諮問された使用料等の改定案は、全体として妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

2 付帯意見

使用料等の改定及びその運用に当たっては、次の事項について特に配慮されたい。

(1) 周知について

施設を継続的に利用している市民及び団体等に急激な負担感を生じさせることのないよう、改定内容、適用時期及び新たな料金等について、十分な期間を確保し、分かりやすく周知すること。

また、ホームページ等に加え、施設窓口、個別案内等を活用し、実際の利用者に確実に情報が届くよう努めること。

(2) 予約方法について

施設の設置目的及び利用実態を踏まえ、利用者が公平かつ円滑に施設を利用できるよう、予約方法及び運用について必要な検討を行うこと。

特に、地域住民の利用が中心となる施設については、公用利用等との調整を含め、地域の実情に配慮した利用しやすい予約方法となるよう努めること。